

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 2 号				
件 名	「市長への手紙」の要領の見直しをすることについて				
要 旨	<p>市長への手紙の受信メールには、「いただいたお手紙は、市長がきちんと拝見し、お返事は原則として市長からさせていただきます。」となっていました。最近、「お返事は原則として市長からさせていただきます。」を削除したものになっています。</p> <p>市長への手紙の取り扱い要領には、削除した「お返事は原則として市長からさせていただきます。」が記載されています。市長名の回答がないのであれば、市長への手紙とは言えません。</p> <p>また、受信メールには、「なお、急ぐものや地域が限定されるもの、具体的な制度の説明が必要なものなどは、区長や担当部署の責任者からのお返事となる場合があります。」となっています。これが原則で、市長名での返事は例外となっています。これでは、市長への手紙でなく、市への手紙ではないでしょうか。</p> <p>よって、以下について陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「市長への手紙」の取り扱い要領が現状と違っているので、見直しをすること。</p> <p>2 取り扱い要領に基づいて運用するのであれば、市長名で回答すること。</p>				
付 託 年月日 委員会	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">令和元年 12 月 3 日</td> <td style="padding-right: 10px;">第 1 項 第 2 項</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td>市民厚生常任委員会</td> </tr> </table>	令和元年 12 月 3 日	第 1 項 第 2 項	}	市民厚生常任委員会
令和元年 12 月 3 日	第 1 項 第 2 項	}	市民厚生常任委員会		
受 理	令和元年 11 月 13 日 第 429 号				